

所 属	介護保険事業担当	障害福祉政策担当
所属長	西野 俊哉	富田 憲幸
電 話	06-6489-6343	06-6489-6577

濃厚接触者等に在宅支援を提供する従事者（介護・障害福祉）への支援について

尼崎市は介護サービス及び障害福祉サービスを利用する高齢者及び障害者・児が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者又は濃厚接触の疑いのある者（以下「濃厚接触者等」という。）に該当した場合でも、日常生活において必要なサービスを継続するため、当該濃厚接触者等に在宅支援を行う介護サービス及び障害福祉サービスの従事者に対して、協力金を支給します。

1 支給対象者

市内の濃厚接触者等に在宅支援を行う介護サービス及び障害福祉サービスの従事者

2 在宅支援の範囲

介護サービス及び障害福祉サービスにおける訪問系サービス※とする。

※介護サービス：訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等

障害福祉サービス：居宅介護等

3 支給額

在宅支援を行った濃厚接触者等1人あたり、3,000円/日※

※同一の濃厚接触者等に対して、同日に複数回の在宅支援を行った場合は、1人分の支給（3,000円）とする。

4 支給方法

支給対象者からの申請に基づき、当該支給対象者の銀行口座等に直接振り込みを行う。

5 適用期間

令和2年3月10日から当面の間

6 制度施行日

令和2年6月1日

以 上